

藤沢市社会教育指導員規則の一部改正について
藤沢市社会教育指導員規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、社会教育指導員の任期に関する要件を改正する必要がある。

藤沢市社会教育指導員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

藤沢市社会教育指導員規則（昭和48年藤沢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「が、5年を限度とする」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

藤沢市社会教育指導員規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 この規則は、この市の社会教育指導者の充実を図り、住民の自発的な社会教育活動を促進援助するため、社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置き、その職務、資格その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第2条 指導員は、社会教育に関する情報提供、相談等おもに次の各号に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業実施についての指導・助言</p> <p>(2) 社会教育に関する団体の育成・指導</p> <p>(3) 社会教育相談</p> <p>(資格および委嘱)</p> <p>第3条 指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術を身につけている者のうちから教育長が委嘱する。</p> <p>(定数および任期)</p> <p>第4条 指導員の定数は、生涯学習課に7名以内、各公民館に4名以内とし、任期は、1箇年以内とする。 <u>ただし、再任はさまたげない。</u></p> <p>(以 下 省 略)</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 この規則は、この市の社会教育指導者の充実を図り、住民の自発的な社会教育活動を促進援助するため、社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置き、その職務、資格その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第2条 指導員は、社会教育に関する情報提供、相談等おもに次の各号に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業実施についての指導・助言</p> <p>(2) 社会教育に関する団体の育成・指導</p> <p>(3) 社会教育相談</p> <p>(資格および委嘱)</p> <p>第3条 指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術を身につけている者のうちから教育長が委嘱する。</p> <p>(定数および任期)</p> <p>第4条 指導員の定数は、生涯学習課に7名以内、各公民館に4名以内とし、任期は、1箇年以内とする。 <u>ただし、再任はさまたげないが、5年を限度とする。</u></p> <p>(以 下 省 略)</p>